

農業農村整備事業における「週休2日確保工事」試行要領

1 趣 旨

本要領は、青森県が発注する農業農村整備事業の工事における、週休2日確保工事の実施方法について必要な事項を定めるものである。

2 対象工事

(1) 現場閉所による週休2日

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」（平成12年3月24日付け12構改D第238号農村振興局長通知）を適用する工事（災害復旧など工期に制約等がある工事を除く。）

(2) 交替制による週休2日

土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事及び、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

3 用語の定義

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

「現場閉所による週休2日」と「交替制による週休2日」の総称。

(3) 現場着手日

土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）に規定する工事着手を行った日をいう。

(4) 現場完了日

現場事務所等の撤去を含む設計図書に示された現場作業が全て完了した日をいう。
ただし、完成検査のために存置する設備（仮設階段等）の撤去を除く。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。

(6) 交替制

現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日を確保することをいう。

(7) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(8) 休日率

対象期間内に技術者又は技能労働者が取得した休日の割合をいう。

(9) 完全週休2日

週休2日の確保にあたり、毎週特定の2つの曜日（土曜日及び日曜日が理想）に現場閉所を行うことをいう。

(10) 週単位の週休2日

対象期間^{※1}のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

(11) 月単位の週休2日

対象期間^{※1}において、すべての月で、4週8休以上^{※2}の現場閉所を行ったと認めら

れる状態をいう。

(12) 通期の週休 2 日

対象期間^{※1}において、4 週 8 休以上^{※2}の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(13) 現場閉所による週休 2 日

「週単位の週休 2 日」、「月単位の週休 2 日」、「通期の週休 2 日」の総称。

(14) 交替制による週単位の週休 2 日

対象期間^{※3}のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日^{※4}を確保する取組をいう。

(15) 交替制による月単位の週休 2 日

対象期間^{※3}のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上^{※5}の休日を確保する取組をいう。

(16) 交替制による通期の週休 2 日

対象期間^{※3}において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上^{※5}の休日を確保する取組をいう。

(17) 交替制による週休 2 日

「交替制による週単位の週休 2 日」、「交替制による月単位の週休 2 日」、「交替制による通期の週休 2 日」の総称。

※1：対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2：4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、月単位の週休 2 日について、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 4 週 8 休以上の閉所を行ったとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※3：対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※4：1 週間に 2 日間以上の休日とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日数割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2 日/7 日）以上の水準に達する状態をいう。

※5：4 週 8 休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

4 週休2日確保工事の分類

週休2日確保工事は、週休2日の確保方法及び発注者による指定の有無によって、以下の4種類に分類する。

確保方法 指定の有無	現場閉所による週休2日		交替制による週休2日	
	週単位	月単位	週単位	月単位
発注者指定型	○	○		
受注者希望型※			○	○

※工事受注後、週休2日の確保方法を選択する。

5 週休2日確保工事の発注

工事発注時、以下の(1)から(2)の順に選択することとし、週休2日の確保方法、発注者による指定の有無及び週休2日の対象外とする期間（当該工事特有のもの）を特記仕様書に明示する。

(1) 発注者指定型（現場閉所による週休2日）

現場閉所による週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により週休2日の確保を行わなければならない。

以下の両方を満たす全ての工事を対象とする。

ア 当初工期が積上げによる工期設定において週休2日に対応した工期を設定している工事

イ 以下に該当しないこと

(ア) 災害復旧工事や応急対策等、早期完成が特に求められる工事

(イ) 時間的制約を受ける工事

(ウ) 維持管理工事等、工事特性から本方式の適用が困難な工事

(2) 受注者希望型（交替制による週休2日）

現場閉所による週休2日の確保が難しい現場等において、工事発注後、受注者が週休2日の実施を希望し、交替制による週休2日確保に取り組むことができる方式である。

(3) 対象外工事

全ての工事は上記(1)又は(2)のいずれかを選択することを原則とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

ア 緊急を要する工事

イ その他、週休2日の確保が適当でないと判断される工事（小規模工事等）

6 週休2日実施に係る費用の計上

週休2日確保工事を実施する場合は、以下により積算する。

(1) 経費の補正

各経費は、現場閉所率等に応じて補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正係数については、別紙1のとおりとし現場閉所率に応じて補正係数を乗じるものとする。また、別紙1以外の市場単価等で内訳が示されていないものは下表の補正を行わず、現場閉所率に応じた単価を使用する。

補正係数は、それぞれ表6-1及び表6-2のとおりとする。

表 6－1 補正係数（現場閉所による週休 2 日の場合）

	週単位の週休 2 日 〔 現場閉所 1 週間に 2 日以上 〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

表 6－2 補正係数（交替制による週休 2 日の場合）

	交替制による週単位の 週休 2 日 〔 休日率 28.5%（2 日/7 日）以上 〕	交替制による月単位の 週休 2 日 〔 休日率 28.5%（8 日/28 日）以上 〕
労務費	1.02	1.02
現場管理費（率分）	1.03	1.02

（2）補正方法

- 労務費＝労務費合計×週休 2 日補正係数
- 共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休 2 日補正係数
- 現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休 2 日補正係数

ア 現場閉所による週休 2 日（発注者指定型）

発注者は、当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記（1）の表 6－1 の週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。

イ 交替制による週休 2 日（受注者希望型）

発注者は、当初積算において交替制による月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。また、発注者は、工事完成時に休日率の達成状況を確認後、達成状況に応じて、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記（1）の表 6－2 の交替制による週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。なお、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 週休 2 日確保工事の実施

週休 2 日確保工事の実施方法は、別紙 2「週休 2 日確保工事（現場閉所）の実施について」又は、別紙 3「週休 2 日確保工事（交替制）の実施について」による。

なお、受注者希望型において、週休 2 日の確保に取り組むことを希望する場合は、予め

工事打合簿により以下について協議する。

- (1) 週休 2 日の確保方法（週単位又は月単位）
- (2) 目標とする現場閉所率又は休日率

8 工事成績評定における評価

発注者は、対象工事における休日の確保状況に応じて、工事成績評定時に表 8-1 のとおり評価を行う。

なお、工法変更の提案等、優れた取組がある場合は別途考慮する。

表 8-1 工事成績評定における評価

項目	確保状況 現場閉所による週休 2 日 (発注者指定型)		交替制による週休 2 日 (受注者希望型)	
	週単位	月単位	週単位	月単位
作業員の休日の確保に関する項目	○	○	○	○
適切な工程管理に関する項目	○	○	○	○
創意工夫「その他」における 1 点加点	○	—	—	—

○：評価する

—：評価しない

(2) 減点評価の実施

発注者指定型により発注した工事において、受注者が週休 2 日の確保を辞退する等、週休 2 日に取り組む意思が見られない場合は、作業員の休日の確保及び適切な工程管理に関する項目を評価しない。

9 証明書の発行

発注者は、対象工事において、現場閉所による週休 2 日又は交替制による週休 2 日を実施したことが確認できた場合、工事成績評定の通知時に週休 2 日実施証明書を発行する。

10 その他

- (1) 受注者は、週休 2 日の実施により行われる経費補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (2) 発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休 2 日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休 2 日の確保に関する調査等に協力するものとする。

11 附則

この要領は、平成31年 4 月 1 日以降発注する工事から適用する。

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

この要領は、令和6年4月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。
この要領は、令和6年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。
この要領は、令和7年10月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

(別紙 1)

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

(別紙2)

週休2日確保工事（現場閉所）の実施について

1 実施工程の検討

受注者は、現場着手日までに週休2日の確保を考慮した工程を以下により検討する。

(1) 4週8休以上の場合

毎週特定の2つの曜日（土曜日及び日曜日が理想）を現場閉所とする完全週休2日となるよう配慮する。

ただし、関係機関との協議や各種制約等を踏まえ、上述以外とする必要がある場合はこの限りでない。

(2) 4週8休未満の場合

現場閉所の設定に法則性を持たせるよう配慮する（例えば、毎月の現場閉所日を日曜日及び第2・第4土曜日に固定する等）。

2 施工計画書の提出

受注者は、上記1による検討を踏まえ、現場閉所の予定を確認できる資料（工程表やカレンダー等）を作成し、施工計画書に含めて提出する。なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、受注者は現場閉所の予定を確認できる資料を提出する。

3 工期延期等に関する協議

受注者は、週休2日の確保にあたり工期延期や施工方法の変更等が必要となる場合は、土木工事請負契約書に基づき協議を行う。

4 悪天候等に伴う現場閉所の変更

悪天候等により当初予定していた稼働日を急遽現場閉所とする場合は、事前に監督職員に報告する必要はなく、下記5により報告する。

なお、代替の稼働日が必要となる場合は、上記1によって決定した現場閉所の設定を維持するよう配慮する。

5 週休2日の確保状況に関する報告

受注者は、履行報告書に現場閉所の実績が分かるカレンダーを添付する等の方法により、監督職員に対して現場閉所の確保状況を毎月1回以上報告する。

なお、上記4による現場閉所の変更がある場合は、この時に監督職員に報告する。

6 実施内容の変更

工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により工事全体の工程を変更する必要がある場合は、再度工程を検討し、必要に応じて施工計画書の変更等を行う。

その際、各工事の状況に応じて以下のいずれかの方法を選択する。

- (1) 当初予定していた週休2日の確保を継続する。
- (2) 現場閉所の割合を変更する（例：週単位の週休2日→月単位の週休2日）。
- (3) 週休2日の確保を交替制に変更する。
- (4) 週休2日確保工事の実施をとりやめる。

7 災害対応等に伴う対象外期間の設定

対象期間に含めない期間のうち、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」は、その都度、理由及び期間を協議により定めるものとする。

8 達成状況の報告

受注者は、現場完了後、速やかに週休2日確保の達成状況を取りまとめ、工事打合簿により監督職員に報告する。

その際、以下により現場閉所率を計算する。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間のうち現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

また、監督職員は、報告の内容について以下を確認し、工事打合簿の回答欄に確認した内容を記入する。

- (1) 現場閉所率及び設計変更の必要の有無
- (2) 週単位及び月単位の週休2日の達成状況

9 設計変更

上記8による報告後、必要に応じて経費補正の変更等を行う。

(別紙3)

週休2日確保工事（交替制）の実施について

1 対象者

施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、以下の者を除く。

- (1) 非常勤の者（臨時で従事する者）
- (2) 現場作業日数が5日以下の者

2 実施工程の検討

受注者は、現場着手日までに以下について検討・整理する。

- (1) 工種ごとの対象期間
- (2) 対象者の氏名、対象期間の日数及び休日（予定）
- (3) 現場代理人が出勤しない日及び時間帯における現場代理人と発注者との連絡体制の確保方法

3 施工計画書の提出

受注者は、上記2による検討内容を施工計画書に含めて提出する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、受注者は上記2による検討内容を工事打合簿に添付して提出する。

4 工期延期等に関する協議

受注者は、週休2日の確保にあたり工期延期や施工方法の変更等が必要となる場合は、土木工事請負契約書に基づき協議を行う。

5 悪天候等に伴う休日の変更

悪天候等により当初予定していた稼働日を急遽休日に変更する場合は、事前に監督職員に報告する必要はなく、下記6により報告する。なお、代替の稼働日が必要となる場合は、上記2によって決定した休日の設定を維持するよう配慮する。

6 週休2日の確保状況に関する報告

受注者は、履行報告書に対象者毎の対象期間における休日の実績が分かるカレンダーを添付する等の方法により、監督職員に対し休日の確保状況を毎月1回以上報告する。

なお、上記5による休日の変更がある場合は、この時に監督職員に報告する。

7 実施内容の変更

工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により工事全体の工程を変更する必要がある場合は、再度工程を検討し、必要に応じて施工計画書の変更等を行う。

その際、各工事の状況に応じて以下のいずれかの方法を選択する。

- (1) 当初予定していた週休2日の確保を継続する。
- (2) 休日の割合を変更する（例：交替制による週単位の週休2日→交替制による月単位の週休2日）。
- (3) 週休2日確保工事の実施をとりやめる。

8 災害対応等に伴う対象外期間の設定

対象期間に含めない期間のうち、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」は、その都度、理由及び期間を協議により定めるものとする。

9 休日率の計算

休日率の計算は、以下により行う。

- (1) 対象者毎の休日率の計算 対象者毎に休日率を計算する。
なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。

$$\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

(2) 工事全体での休日率の計算

(1) により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。

この際、工期日数の違い等を考慮した加重平均は行わない。

(3) 中抜け期間の除外

以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。

ア 他工事に従事している期間

イ 断続的な作業期間の間の期間

ウ 長期休業等により出勤できない期間

10 達成状況の報告

受注者は、現場完了後、速やかに週休2日確保の達成状況を取りまとめ、工事打合簿により監督職員に報告する。

また、報告の際は対象者の勤務状況を確認できる資料（出勤簿、工事日誌、建設キャリアアップシステムの入退場記録等）を提示する。

監督職員は、提示された資料等から報告内容の真偽を確認し、工事打合簿の回答欄に確認した内容を記入する。

11 設計変更

上記 10 による報告後、必要に応じて経費補正の変更等を行う。

12 その他

受注者は、毎月の休日の取得状況に偏りが生じないよう配慮しながら工事を進めるものとする。